令和７年度　人権教育全体計画

中学校教育の目標

・日本国憲法
・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
・学習指導要領
・「広島県人権教育・啓発指針」
　「広島県人権教育推進プラン」

学校教育目標

挑戦を楽しむ

生徒の実態

・進んであいさつができる。
・素朴で素直である。
・将来の夢や希望を持っている。
・自らへの自信，自己肯定感，自己効力感が低い。
・筋道を立てて話すのが苦手である。
・表現することに対して消極的である。

めざす生徒像

①主体的対話的に深く学び，協働して行動できる生徒
②感謝・感動・感受を共有し，表現力豊かな生徒
③高い志と意欲をもち，粘り強く，たくましく人生を切り拓くために主体的に行動し，挑戦を楽しむ生徒
④郷土上下に誇りを感じ，地域・社会に貢献する生徒

保護者，地域の実態

・多くの保護者が，学校の取り組みに理解を示し，協力的である。
・地域からは，学校の状況に関心をもち，様々な形で声をかけていただいている。

教育研究主題

「学びに向かう力」の育成
～表現力を高める授業づくりを通して～

人権教育の目標

自他を認め合い，互いを尊重し，人権感覚を高め，人権を尊重する実践的態度を育成する

各学年の人権教育重点目標

第１学年	第２学年	第３学年
○中学生としての自覚，望ましい生活習慣や言動を身につけさせる。 ○いろいろなことがらを感じ，自ら考え，自ら行動できる精神を養う。 ○思いやりの心をもち，仲間と共に活動する気持ちを育てる。 ○日常生活の中で，人権尊重の意義や重要性を感じ取れるような感性を育てる。	○自主的に考えて行動し，責任を果たす態度を育てる。 ○他人への感謝と思いやりの心を培う。 ○お互いの個性を認め合い，他者の個性を尊重する精神を育てる。 ○人権尊重の精神をもって，自らの生き方や行動について考える態度を育てる。	○豊かな心をもち，自己の向上を目指す態度を育てる。 ○思いやりの心をもち，互いに認め合い協力し合って集団生活の向上に努める態度を育てる。 ○社会の一員としての自覚をもち，日常生活において人権への配慮が自らの行動や態度に表れる人権感覚を育てる。

普遍的な視点

○健全な集団生活を通して自尊感情を育み，豊かな感性や人権感覚を養う。
○人と人との関わりを通して，自他の理解，コミュニケーション能力等を育成する。
○体験的な活動を通して，人権意識の高揚と仲間との連帯感や規範意識，自他を尊重する態度を育成する。
○自らの生き方や在り方を見つめ，日常生活に生かせる感性や人権感覚を高める。

個別的な視点

○教科の学習等を通して，個別の人権課題に関する正しい理解と認識を深める。

各教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動
○つけたい力がつく授業の創造と生徒が主体的・意欲的に活動できる授業づくりを進める。 ○生徒指導の３機能の視点から人権が尊重される授業の実践を行う。 ○学校の人権教育の目標と各教科において取り扱う個別の人権課題の学習との関連を図る。	○各教科，特別活動，総合的な学習の時間等との関連を考慮し，それらにおける道徳教育の実践において，不足する部分を「補充」し，浅い部分を「深化」し，分散した内容を「統合」する。良質の資料を精選し，適切な授業展開を通し，一人ひとりの道徳的価値の自覚を促し，道徳的心情を養うとともに，道徳的判断力を身に付けさせ，さらに道徳的実践力を育てる。	○上下の地域や働くことについての探究的な学習を通して，地域に対する誇りと愛着を高め，論理的に結論を導く考え方，主体的・協働的に活動する態度を身につけ，自らの生き方を考えることができるようにする。	○望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。 ○集団の一員としての自覚を深め，協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。 ○人間としての生き方についての時覚を深め，自らの進路を切り拓いていく能力を養う。

人権教育の基盤
生徒の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級の確立

家庭や地域との連携

・学校だより　・学年通信　・学級通信　・ＰＴＡ広報　・授業参観　・学級懇談会　・家庭訪問　・町別懇談会
・小中連携　・中高連携　・子ども家庭センターとの連携　・教育センターとの連携　・警察署との連携